

Title	平和文化の使者：吉野作造
Author(s)	吉田, 博司
Citation	キリスト教と諸学：論集, Volume19, 2003.12：65-75
URL	http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=3217
Rights	



聖学院学術情報発信システム：SERVE

SEigakuin Repository for academic archiVE

平和文化の使者

——吉野作造——

吉田博司

はじめに

吉野作造（一八七八—一九三三）は、大正デモクラシーという近代日本の議会政治（政党政治）確立の過程に、「民本主義」という独特の概念によって貢献した政治学者です。私は、三十年も前に、修士論文「民本主義の思想構造——近代日本の価値意識と政治的社会的改造の関連——」で、吉野思想をはじめて検討しました。吉野の民本主義を西欧デモクラシーと日本の伝統的価値の出会い、文化変容 cultural acclimation の視点から論じたのです。

その後、吉野の選挙制度論について日本選挙学会で報告した以外は、吉野から遠ざかっていました。しかし、ふたたび吉野と向きあってみたいと思うようになりました。一九九六年のイギリス滞在で、私の中にキリスト教への親和性が生まれたのが一つの契機です。クライストチャーチの神聖な光との邂逅は、それまでの日本の古寺巡りでは経験しなかったものです。それで、私が高く評価する政治学者吉野と政治家原敬（平民宰相として知られます）がクリスチャンであったことを再認識し、近代日本史の中のクリスチャーニティの輝きということに思い当たったの

です。

それから、戦後日本思想の転換という状況がありました。冷戦終了後の不安定化した国際社会において、これまでの一國平和主義では立ち行かなくなつた状況です。吉野は第一次世界大戦後の平和秩序構築への日本の使命を訴えましたが、それは内村鑑三や戦後日本社会党の説くようなパシフィズムではなく、現実主義と理想主義が調和した政論でした。現代日本の国際貢献や安全保障の論議にとって吉野は有益と思われました。

最後に、やはり現代の、議会政治への国民の不信という問題があります。無党派層は拡大し、政治家の腐敗はとどまるどころを知りません。吉野は議会政治がうまく機能する条件として「国民の教養」ということを第一に挙げています⁽¹⁾。また、精神的英雄主義という古めかしい言葉を用いていますが、政治家は「賢人」でなければならぬと言っています⁽²⁾。われわれは議会政治の原点を吉野から学ぶことが出来るのです。

さて、平和文化の使者と吉野を位置づける理由について触れましょう。第一に、吉野が議会政治という近代の政治システムの確立を主唱したことです。近代の政治システム（立憲政治、議会政治）には、近代自由主義の制度的保障という意義があります⁽³⁾、それと関連して、政権争奪を暴力や戦争から解放する平和主義という意義があります。人類の歴史は国際的紛争の悲劇をかこつ前に、長く国内（地域）戦争に明け暮れてきました。世界各地の史跡から、戦争文化としての城郭を取り去つた光景を想像するだけでいいでしょう。議会制デモクラシーは平和文化として、人類が誇るべき価値なのです⁽⁴⁾。国民代表の機能不全というだけで否定されてはなりません。吉野ははつきりこの議会制の光明を見つめ、守ろうとしました。

第二に、吉野は第一次大戦後、アメリカ大統領ウィルソン Woodrow Wilson が提唱した国際連盟の理念に逸早く共鳴し、帝国主義的侵略からの国際社会の解放を強く訴えました。また、吉野はそのための外交政策、軍縮、軍

制改革を説きました。

しかし、近代日本は、吉野のミッションを受け入れませんでした。大正の終りに確立されたかに見えた議会政治（憲政常道と当時呼びました）は、昭和にはいると昭和維新という国家改造運動の暴力の連鎖により無惨にも挫折します。また、吉野が亡くなる昭和八年には、日本は国際連盟を脱退し、軍国主義を強めて行きます。

一、平和文化としてのデモクラシー

吉野が民本主義（デモクラシーの主権在民の要素を除いた、国民利福のための、国民の意向による政治）という概念によって、天皇主権下における議会政治の確立を鼓吹した代表的論文「憲政の本義を説いて其有終の美を済すの途を論ず」（『中央公論』大正五年一月）では、吉野はまだ、議会政治の平和文化としての意義については指摘していません。吉野がはつきりとこのことを認識し強調したのは、いわゆる憲政常道時代を迎えてからでした。それまで議会政治は「世界の大勢」あるいは「人民の幸福利益」という観点から意義づけられていました。

吉野の観点の拡がりには、おそらく、憲政常道時代にはやくも共産主義やファシズムという暴力的政治思想が日本でも影響をもちはじめたことと関係があると思います。

吉野は近代民主主義のルール「多数決の原則」の歴史的意義を次のように説くようになります。

「凡そ政権争奪の歴史は極めて古いものである。一つの時代に於いて或る政治家群が政治の指導的立場を占める場合には、何時かは不満を抱く他の政治家群が現はれて反対党を形成する。そしてそこには常に政権争奪の問題

が随伴する。多数決の制度が採用されない時代にあつては、政権争奪の形式は暗殺、刺殺、戦争等の腕力乃至は武力によつて行はれたのであつた。日本の政治史に於いても、最も古い政権争奪の形式は暗殺であつた。(途中略)勿論当時にあつては、多数決の制度による政権授受の平和的形式がなかつたのだから、他に採るべき策としては見出し得なかつた。この種の暗殺や刺殺が流行するに従つて、政治家は互ひに自己防衛と同時に勢力伸張のため、手兵を養成し訓練するやうになつた。かくて一旦政治家間に衝突が起れば武力闘争即ち戦争が惹起するは避け難いことであつた。武力と武力との闘争である以上、その間に随分と悲惨な状態や甚大な損害を結果すると、なり、従つて、一般民衆の物質生活や精神生活に大破壊大擾乱を影響させずには置かなかつた。民衆は勿論、為政家の方でも、そこに種々の矛盾と煩悶とを感じるやうになつた。そして、この矛盾と煩悶とに対する解決策として現はれたものが、多数決の制度であつた⁽⁶⁾」

吉野は封建社会までの政治と近代の政治の決定的相違を、このように平和文化の観点から論じました⁽⁷⁾。江戸時代は長い平和を享受したように見えますが、吉野の歴史眼からすれば、その底流は「戦時状態であることを以て常態とされてゐる」のです⁽⁸⁾。「エターナル・ホスチリチーといふのが、封建時代の社会的基礎である」ときつぱり断罪されています⁽⁹⁾。

明治国家は立憲制の導入により、この暗闇から光明に抜け出そうとしたわけですが、精神文化は成熟に時を要します。吉野の平和文化形成のミッションは容易ではなかつたのです。明治、大正、昭和と、政・財界の指導者の暗殺は絶えませんでした。そして、昭和に入ると、暴力革命の思想とファッシズム思潮により、議會政治という平和文化は挾撃されます。吉野は捲まずミッションを続けます。

「国民社会主義の提唱をファッシズムの一現象と説く人がある。(途中略) たゞ之を提唱する人の間に同時に議会主義否認を重要綱目に算ふるものがあるので、意味の取り様によりては此事がファッシズムの疑を受くる理由とならぬこともない。

議会主義否認といふ代りに議会万能主義排斥といふ言葉を使ふ人がある。(途中略) けれども若し議会は到底政党と財閥の独占する処だから絶対に此制度を打破せざるべからずと云ふことになれば、茲に始めてファッシズムに転向する危険を恐れなければならぬ。何となれば議会議主義は其本質に於いて各種の言論の自由を尊重してその道義的競争の結果として優者に政権を託する制度であり、又斯かる趣旨を実現せしむるものとしては考へ得べき殆んど唯一の制度だとされて居るから(勿論改善の余地はあるが)、之を絶対に否認することの当然の帰結はクーデターに依る政権争奪の公認でなければならぬからである。誰れがクーデターをやると期待するのか。プロレタリアがやるのであれば共産主義になる。共産主義を真正面の敵とする国民社会主義が若しクーデターに依る政権争奪を支持するのだとすれば、それは必然にファッシズムにならなければならない」⁽¹⁰⁾

この論文が書かれて間もなく、五・一五事が勃発し、最後の政党内閣の首相犬養は官邸で暗殺されました。

さて、平和文化としての議会政治という認識は、軍部のシベリアンコントロールという思想に吉野を立たせたことにも触れなくてはなりません。軍部という物理的権力機関の抑制ということです。これは統帥権(国防・用兵の天皇大権)が、内閣の輔弼をまたずに、統帥機関(軍令部・参謀本部)や軍部大臣による上奏(帷幄上奏)により行使されていた明治憲法体制下の危機的な問題への対処です。吉野は議会政治の論理を貫くには、軍部大臣の文官任用と、帷幄上奏改廃が必要だと勇気を以て説きました⁽¹¹⁾。軍閥の侵略思想が外交を圧する危険を察知していたから

です。⁽¹²⁾ 実際、昭和五年には、ロンドン海軍軍縮条約締結を国際協調の立場から押し進めた浜口雄幸首相に対し、海軍軍令部は統帥権の大義をふりかざして抵抗しました(統帥権干犯問題)。

二 国際的平和文化の形成

第一次大戦(一九一四―一九一八)は未曾有の犠牲者を出して終結しましたが、日本も日英同盟を口実に参戦し、青島占領、対華二十一ヶ条要求という、中国の排日運動を決定的にした外交戦略を展開しました。吉野は、中国の将来の強国化(これにより列強の中国割拠が排除されます)は日本の国益にかなうと認識していましたが、当時の列強の進出状況からすると、日本が権益を確保するのは止むを得ないとして、この要求を肯定しました。⁽¹³⁾ 帝国主義的思惟から脱けきつていなかったのです。

しかし、吉野はこの要求を機に高まった中国のナショナリズムと革命運動に深く同情し、理解を示していきます。その背景には、大戦後の新しい国際秩序探求の動勢がありました。アメリカ大統領ウィルソンは、戦後の世界を道義的たらしめようと民族自決や領土不可侵を謳った平和十四ヶ条を発表しましたが(大正七年一月)、その新理念の中に、国際連盟の構想がありました。ウィルソンは対独戦に踏み切るとき、ふたたびアメリカがヨーロッパの紛争に巻き込まれないための国際秩序構築を念願していました。⁽¹⁴⁾ そのために、従来ヨーロッパの同盟政策による勢力均衡の秩序を集団安全保障の秩序に転換しようとしたのです。⁽¹⁵⁾ つまり、国際連盟のメンバーは、国際協調による勢力均衡の平和と安全を達成するために「戦争に訴えない義務 Obligations not resort to war」を負い、⁽¹⁶⁾ 連盟規約に違反した国家は連盟が制裁しようという仕組みです。世界は帝国主義的思惟からの脱脚をせまられたのです。

ところが、アメリカは上院の反対で連盟に加盟できませんでした。これは連盟の将来に決定的な影響を与えました。連盟は違反国に対する軍事的制裁を任意とした上に、アメリカという大国が欠けたわけですから、その集団的安全保障の裏づけは微弱なものになってしまったのです。⁽¹⁷⁾

吉野は、ウイルソンの新理念に共鳴し、武力的支配にかわる道義的支配の確立こそ、戦後世界の進むべき道と啓蒙に力を入れますが、やはり、このアメリカの不参加には失望したようです。それは、吉野がいわゆるパシフィストではなく、道義的支配を支えるのは「抗し難き制裁力」だと考えていたからです。⁽¹⁸⁾そして、国際社会に於いてアメリカの参戦がこれを証明したと理解していたからです。⁽¹⁹⁾国内秩序は中央政府による暴力手段独占により保障されるが、国際秩序はこれに相当するものが欠けているから無政府状態なのだという論理です。⁽²⁰⁾

吉野はしかし、国際連盟の仕組みが不徹底だとしながらも、その根本精神「世界を我が事とする考え」「他国の進止行動を他所事に放任して置けぬという感じ」は意義深いと評価しました。⁽²¹⁾

大戦後の世界はともかく帝国主義的侵略の止揚という思潮を生みだし、日本も国際連盟に加盟しました。そして、その理念遂行の一環としての軍縮にも日本は協力していきます。ところが、せっかくの平和文化形成の努力も、世界の厳しい状況展開の下に押しつぶされてしまいます。世界的な資本主義経済の行き詰まり、イデオロギーの相剋、ナシヨナリズムの衝突の重畳です。

日本はことに二十一ヶ条要求以後の中国ナシヨナリズムの高揚という問題を抱えます。排日運動による權益の危機を、政府は中国の軍閥とのかけひきで守ろうとしますが、ナシヨナリズムに燃える革命派勢力を軽視した政策は失敗を重ねます。⁽²²⁾吉野は、この革命派への理解と支援こそ日支親善をもたらすと論じましたが、⁽²³⁾逆に軍部は武力により強引に日支問題を解決しようとした。昭和六年には、満州事変を起こし、ついに関東軍支配下の傀儡国家

満州国をつくりあげます。国際連盟はリットン調査団を派遣し、日本の侵略行為を明らかにしました。吉野は満州における軍事行動の本質は「帝国主義的」だと明言し、新聞論壇までもこれを讃歌する風潮に失望を表明しました。そして、最早日本の主張する立場は「連盟の一員たる地位と絶対にも立せぬものたることは明白」だと断じました。⁽²⁵⁾ 日本は昭和八年三月、そのとおり国際連盟を脱退することになりました。

おわりに

平和文化の使者としての吉野の情熱を支えたキリスト教について、最後に述べたいと思います。⁽²⁷⁾ いまだ封建的思惟（武力の偏重）が色濃い近代日本において、議会制の平和的ルールと国際協調の精神を説くことは非常に勇気のいるミッションでした。吉野は自分のキリスト教精神について次のように語っています。

「煩悶に勞れたる浮世の旅人が、最高の真善美―神―に対して、当に採るべきの態度は如何、暫く足を停めて、神の御姿を天の一方に望み、すゞろに其の高く、清く、大なるに酔ふは、恐らくは詩人のことなり。予輩は、我党の青年信徒中、真理の光明を望んで敢て疾走奮進之を獲取せんと試みざる者、又は他人の疾駆奮躍を見て之を喜ばざる者の、漸く多からんとするを憂ふ」⁽²⁸⁾

吉野の政治的理念への強いコミットメントは、このような宗教的奮闘精神に源泉があつたのです。

吉野の奮闘主義を強めたのは、本郷教会牧師海老名弾正です。海老名はヘーゲル G. W. F. Hegel の影響の下、

歴史主義的聖書解釈により、明治後期の青年信徒の人氣を博した人で、吉野は親しくその教えを受けました。⁽²⁹⁾ そのヘーゲルは世界史を神の自己実現の舞台だとする歴史必然論に立っていました。「理性的なものは現実的であり、現実的なものは理性的である」(『法哲学要綱』)と説き、理性あるいは自由は必ず歴史の現実の相の内に顕現していくと考えました。⁽³⁰⁾ 吉野の政治的理念への確信は、この強い進歩史観に裏打ちされていたのです。

吉野にとつてキリスト教はまた、デモクラシーや国際協調という平和文化の精神的基礎をなすものでした。

「デモクラシーが徹底的に社会の各方面に実現するが為めには、人格主義が人類の間に生きた信念として働けることを必要とする。理論は之よりかゝる信念の活動力を助けるに相違ない。然し活動力の本源は何処までも之を宗教的信仰に求めねばならない。而して人格主義が其信仰の内容として一層著しく活躍して居るものは吾が基督教ではないか。吾々は総ての人類を神の子として総ての人類に一個の神聖を認め、固く基督に結んで居る。之れ程確実な人格主義がまたと世にあらうか。故に基督教の信仰は夫れ自身、社会の各方面に現はれて直にデモクラシーとならざるを得ない訳である」⁽³¹⁾

「総ての人類に一個の神聖を認めるといふ普遍主義的精神こそ、吉野が専制政治を排し、ひいてはパロキヤリズムと偏狭なナシヨナリズムに囚われていた近代日本にあって、中国や朝鮮の民族主義を理解し、平和文化の使徒としての役割を果たしたバックボーンだったのです。

(この小稿は「第四〇回キリスト教と諸学」における講演に加筆したものです。二〇〇〇年後半の特別研究期間

を与えて下さり感謝申し上げます。

- (1) 吉野作造「憲政の本義を説いて其有終の美を済すの途を論ず」『中央公論』一九一六年一月〔吉野作造選集〕へ以下『選集』2、岩波書店、一九九六年、一〇頁。
- (2) 同右論文（同右書、五二頁）。
- (3) 吉野は憲政の内容の第一として「人民権利の保障」を挙げている（同右論文〈同右書、一四頁〉）。
- (4) ダール R. A. Darr は、デモクラシーのプラス面十のうちの二つに「近代の代表制民主主義諸国は、相互に戦争をすることはなく」（R. A. ダール著、中村孝文訳『デモクラシーとは何か』〈岩波書店、二〇〇一年、八三頁〉）を指摘しているが、私が強調するのは、議会制の国内的な平和文化的意義である。
- (5) 前掲「憲政の本義を説いて其有終の美を済すの途を論ず」〔選集〕2、六頁、一八頁）
- (6) 吉野作造『近代政治の根本問題』クララ社、一九二八年〔選集〕2、二五六頁）。
- (7) 吉野作造『現代政治思潮』岩波講座 世界思潮 第二二冊、一九二九年〔選集〕1、三二六―三二七頁）参照。
- (8) 前掲「近代政治の根本問題」〔選集〕2、二六七頁）。
- (9) 吉野作造「国民社会主義の史的検討」『国家学会雑誌』一九三二年二月〔選集〕10、二八二頁）。
- (10) 吉野作造「軍部大臣官任用論の根柢」『中央公論』一九二六年五月、〔選集〕4、一五八―一五九頁）、吉野作造「帷幄上奏論」『東京朝日新聞』一九二二年二月（吉野作造博士民主主義論集）〈以下『論集』第三卷、新紀元社、昭和二二年、二―六五頁〉。
- (11) 前掲「帷幄上奏論」〔選集〕第三卷、五九頁）。
- (12) 吉野作造「日支交渉論」警醒社、一九一五年〔選集〕10、一三四―一五五頁）。なお、同書、松尾尊允「解説」を参照。
- (13) ウィルソンの理想主義外交にひそむ現実主義的思考については、D. M. Esposito, *The Legacy of Woodrow Wilson*, Praeger, 1996. から多く学んだ。
- (14) Esposito, op. cit., p. 85. H. A. キッシンジャー著、岡崎久彦監訳『外交』上、日本経済新聞社、一九九六年、

三二二―三二三頁。

- (16) A. Sharp, *The Versailles Settlement: Peacemaking in Paris, 1919*, Macmillan, 1991, p. 64.
- (17) キッシンジャー前掲書、三二八頁以下に、この連盟の平和強制の保障力へのフランスの不安が描かれている。
- (18) 吉野作造「国家生活の一新」大正九年一月〔論集〕第四卷、三〇頁以下（参照）。
- (19) 同右論文（同右書、七三頁）。
- (20) 吉野作造「国際連盟は可能なり」『六合雑誌』一九一九年一月（『選集』6、一二頁）。
- (21) J・フランケル著、田中治男訳「国際関係論」東京大学出版会、一九八〇年、三四―三五頁。
- (22) 前掲「国家生活の一新」〔論集〕第四卷、七九頁）。
- (23) 吉野作造「現内閣の所謂対支政策の刷新」『中央公論』一九一七年二月（『選集』8、二五九―二六二頁）における批判を参照。
- (24) 吉野の革命派への傾斜については『選集』8、松尾尊允「解説」三五四頁以下を参照。
- (25) 吉野作造「民族と階級と戦争」『中央公論』一九三三年一月（『選集』9、三六三頁、三六六頁）。
- (26) 吉野作造「リットン報告書を読んで」『改造』一九三二年一月（『選集』6、三〇九頁）。
- (27) 吉野におけるキリスト教精神史については、三谷太一郎「新版大正デモクラシー論」東京大学出版会、一九九五年、一三〇頁以下を参照。
- (28) 吉野作造「走る者非欺」『新人』一九〇五年六月（『選集』12、一九七頁）。
- (29) 前掲「新版大正デモクラシー論」一三六―一四二頁。
- (30) アヴィネリの *Avineri* は、この警句における力点は、あくまで理性的なものの現実的たることの要請であって、存在するものすべてを全面的に正当化することにあるのではないとしている（アヴィネリ著、高柳良治訳「ヘーゲルの近代国家論」未來社、一九七八年、一九九―二〇〇頁）。
- (31) 吉野作造「デモクラシーと基督教」『新人』一九一九年三月（『選集』1、一六三―一六四頁）。